



清流の国ぎふ

令和4年度～令和8年度

森林・環境税

森林・環境税を活用した
自然環境の保全・再生の取組みについて



豊かな森林や
清らかな川を未来へ



1

岐阜県の森林・環境を取り巻く状況を踏まえ、『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組みを推進

●直面した危機～H24年 税導入の背景

岐阜県は、県土面積の81%が森林(全国2位)で形成される「木の国、山の国」であり、大小400以上もの河川が8つの流域を織りなす「川の国、水の国」です。古くから、こうした岐阜県の豊かな森林・清らかな川は、私たちの暮らしに大きな役割を果たし、また多くの恵みを与えてきました。

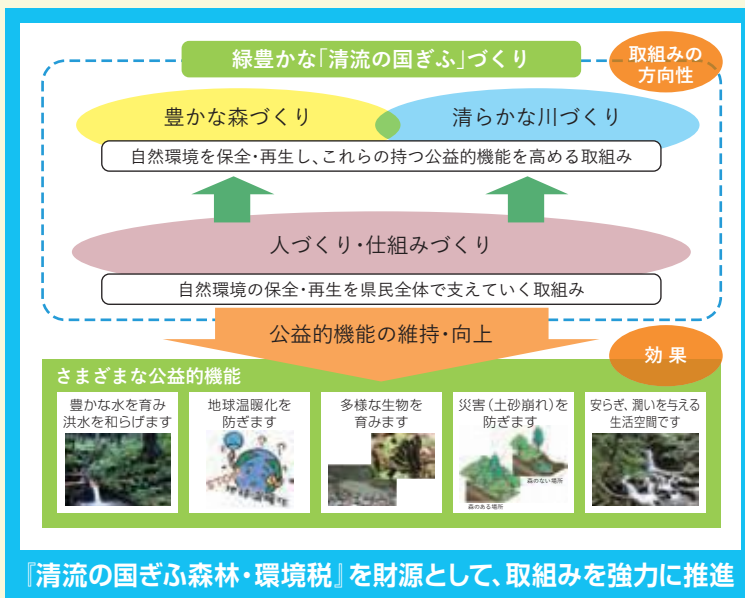
しかしながら、平成24年以前は、適切に管理されず荒廃した森林や、野生鳥獣による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが大きな問題となっていました。

そして、これらの問題を放置した場合、私たちの安全・安心な生活環境が失われるとともに、地球温暖化や生物多様性の損失など、地球規模の環境にも悪影響が懸念される危機的な状況に直面していました。

●危機への対応～ 自然環境の保全・再生の取組み強化

喫緊の課題である地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進しなければならぬとの気運が高まりました。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めて、森林や河川は県民の共有財産であるという認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、平成24年度に『清流の国ぎふ森林・環境税』を導入し、平成29年度から令和3年度までの5年間は第2期として、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組みを進めてきました。



2

平成29～令和3年度(第2期)の『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組み



目標:13,000ha
実績:8,607ha(66%達成)
※整備により、林内に光が入りやすくなるなど、森林環境の改善が図られています。



奥山林等の
間伐の推進



目標:200箇所
実績:427箇所(214%達成)
※倒木の恐れのある危険木の除去を行い、生活環境の保全を図りました。



里山林の整備
(危険木の除去)



野生鳥獣対策
(ニホンジカの捕獲)

目標:37,500頭
実績:28,852頭(77%達成)
※年間15,000頭の捕獲が必要とされる中、狩猟等の手法も含め、シカの個体数調整に貢献しています。



県民参加による
河川清掃

目標:73河川
実績:73河川(100%達成)
※上下流域が連携して河川清掃活動に取り組むことにより、県民の河川環境保全意識の向上を図りました。



林内の未利用材
搬出支援

目標:20,600t
実績:20,154t(98%達成)
※搬出した未利用材が、ボイラーの燃料として利用されるなど、エネルギーの地域内循環にも貢献しました。



NPO等の環境保全
活動への支援

目標:200件
実績:275件(138%達成)
※県内のNPO等が自ら企画・立案・実行する創意工夫を凝らした森づくり・川づくりの活動が進みました。

3

令和4～8年度(第3期)の『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組み

平成29年度からの5年間、清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、取組みを強力に推進してきました。

しかし、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要であり、引き続き、継続的な、切れ目のない対応が必要不可欠です。

また、自然環境の保全・再生を巡っては、新たな課題も把握されているところです。このため、

『豊かな森づくり』『清らかな川づくり』、それを支える『人づくり・仕組みづくり』を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題への対応を加えた取組みを、清流の国ぎふ森林・環境税を活用し進めていきます。

① 森林部門

- ・環境保全林の整備(人工林の間伐等森林整備)
- ・里山林の整備(危険木の除去、バッファゾーンの整備)
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり
(造林未済地等での再造林等【R4～】)
- ・教育福祉関連施設木造化・木質化、木製品の導入
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・ぎふ木育の推進
- ・森林空間の活用促進
(観光景観林整備、施設整備、森林空間活用の普及促進【R4～】)

② 環境部門

- ・野生鳥獣の個体数管理
(ニホンジカ・カワウ等捕獲、担い手育成、調査研究等)
- ・自然生態系の保全・再生
(河川清掃、河川・水田魚道等の整備、モデル的な活動の促進等)
- ・脱炭素社会ぎふづくり
(脱炭素社会ぎふを支える人づくり、地域循環共生圏構想の促進【R4～】)

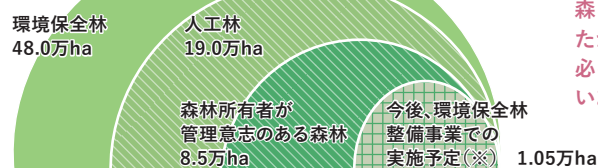
③ 共通部門

- ・地域活動の促進
(各種団体等が行う森づくり・川づくり活動等支援)



継続的な取組みが求められている課題

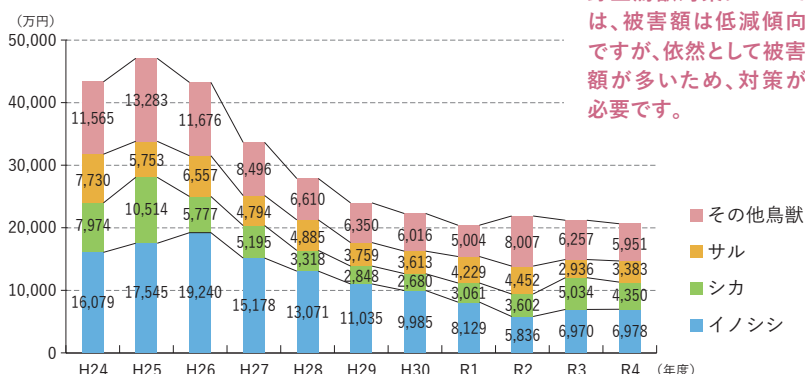
環境保全林のうち整備が必要な森林



※林道から遠く(500m以上)、市町村森林整備計画のゾーニングが水源涵養・山地防災である、3～9齢級森林は9年以上間伐未実施(①)、10～12齢級森林は14年以上間伐未実施(②)の森林
①の2/3(15年に2回間伐を想定)、②の1/4(20年に1回間伐を想定)

5年間の取組みにより、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小しましたが、依然として整備が必要な森林が存在しています。

野生鳥獣による農作物被害額の推移



野生鳥獣対策については、被害額は低減傾向ですが、依然として被害額が多いため、対策が必要です。

新たな課題

自然災害の頻発化・激甚化への対応

- ・近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の頻発化・激甚化が懸念されており、県民の安心・安全な暮らしを支えるため、森林の有する県土保全機能の重要性が益々高まっています。

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組みの推進

- ・SDGsの根幹的な考え方である「持続可能性」を実現するため、豊かな森林の保全と活用の強化が必要です。
- ・持続可能な山村地域の実現に向け、森林空間の健康、観光、教育など多面的な活用促進が必要です。

2050年カーボンニュートラルの実現

- ・令和3年3月に策定された第6次岐阜県環境基本計画において、2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を提唱しました。
- ・温室効果ガスの排出削減や吸収に貢献する木質バイオマス利用施設の更なる整備促進や、森林の整備が必要です。

地域循環共生圏構想の推進

- ・SDGsで重視されている環境・経済・社会の諸課題の総合的解決につながる、ローカルSDGsとも言われる「地域循環共生圏」の創出に貢献する取組みが必要です。

I 森林

1 環境保全林整備事業

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出の防止、水質浄化など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、市町村や林業事業体等が行う間伐を支援します。

また、環境保全林内の人の生活圏に近いエリアにおいては、公益的機能向上とあわせて地域住民の生活環境を保全するため、不用木除去や放置竹林整備等への支援を行います。

- 事業主体：市町村、林業事業体等
- 補助率：10/10以内 [メニューごとに上限あり]

目標

人工林の間伐等：10,500ha/5年

効果

森林の公益的機能維持増進
人の生活圏に近いエリアの生活環境の保全

2 里山林整備事業

2-① 危険木の除去

気象害による倒木の防止など、地域住民の生活環境の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援します。

- 事業主体：①市町村、林業事業体等、②市町村
- 補助率：①生活保全林危険木の除去：10/10以内
②森林地域外危険木の除去：2/3以内 [上限：1,000千円/箇所]

目標

生活保全林危険木の除去：350箇所/5年

効果

地域生活環境の保全

2-② バッファゾーンの整備

野生鳥獣による被害の軽減や生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援します。

- 事業主体：市町村、林業事業体等
- 補助率：10/10以内 [上限：700千円/ha]

目標

バッファゾーンの整備：200箇所/5年

効果

地域生活環境の保全



2-② バッファゾーン整備前



2-② バッファゾーン整備後

3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業

3-① 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業

環境保全林内の被害森林や天然更新が困難な森林において、二酸化炭素吸収に貢献する早生樹等を活用した再造林を支援します。

- 事業主体：市町村、林業事業体等
- 補助率：10/10以内 [メニューごとに上限あり]

目標

植栽等整備：100ha/5年

効果

健全な森林の造成及び脱炭素社会への貢献

3-② 森林吸収源対策事業

森林由来のカーボン・クレジット制度や森林信託の仕組み等を活用した、新たな森林経営の方法を検討します。

- 事業主体：県

目標

検討会等：45回/5年、普及啓発事業：5回/5年

効果

健全な森林の造成及び脱炭素社会への貢献

4 教育福祉関連施設木造化・木質化等促進事業

4-① 木の香る快適な公共施設等整備事業

教育福祉関連施設において、市町村や学校法人等が行う木造化や内装木質化を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：①木造化 17,000円/㎡以内 [上限：30,000千円/施設]
②内装木質化 10,000円/㎡以内 [上限：30,000千円/施設]

目標

木造化・木質化した施設：30施設/5年

効果

森林環境保全意識の向上
森林資源の有効活用の促進

4-② ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

教育福祉関連施設において、市町村や学校法人等が行う木製の机や椅子、木製学習教材等の導入を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：①木製品の導入 導入経費の1/2以内
※机・椅子セットの場合 [上限：18千円/セット]
②ぎふ木育ひろばの設置 導入経費の10/10以内
[上限：400千円/施設]

目標

木製品の導入箇所：100箇所/5年

効果

森林環境保全意識の向上
森林資源の有効活用の促進

部 門

5 木質バイオマス利用促進事業

5-① 木質バイオマス利用施設導入促進事業

公共施設や商業施設等へ木質燃料を利用するボイラーやストーブ等の導入を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補 助 率：①ストーブ 導入経費の1/2以内[上限：500千円/台]
②ボイラー 導入経費の1/2以内[上限：25,000千円/施設]

目標

ストーブ：150台/5年、ボイラー：5施設/5年

効果

化石燃料から木質燃料への転換を誘導し、脱炭素社会づくり
に寄与

5-② 県民協働による未利用材の搬出促進事業

市町村及び地域住民の協働により搬出された未利用材の取引等を支援します。

- 事業主体：市町村 ※間接補助
- 補 助 率：市町村が助成する額の1/2以内
①未利用材搬出 [上限：1,500円/t]
②搬出機械導入 [上限：750千円/事業]
③伐採保護衣等導入 [上限：13千円/着(保護衣)、上限：6千円/個(保護帽)]
④研修会費用 [上限：30千円/回]

目標

未利用材の搬出：22,500t/5年

効果

化石燃料から木質燃料への転換を誘導し、脱炭素社会づくり
に寄与

6 ぎふ木育推進事業

6-①-1 木育拠点運営推進事業 等

「だれでも」「いつでも」ぎふの木を核とした「遊び」「学び」「交流・連携」「創造」「発信」のサービスを楽しむ常設の木育拠点「ぎふ木遊館」を管理・運営します。

- 事業主体：県

6-①-2 ぎふ木育全県展開推進事業

ぎふ木育ひろばの管理者が企画・提案する活動を支援します。

- 事業主体：ぎふ木育ひろばの管理者
- 補 助 率：10/10以内[上限：100千円/施設]

6-①-3 ぎふ木遊館サテライト施設整備事業

市町村や団体等と連携し、ぎふ木遊館のサテライト施設を整備します。

- 事業主体：市町村、民間団体、NPO法人等
- 補 助 率：2/3以内
①設計委託費 [補助対象経費の上限：2,500千円/施設]
②施設改修等工事費[補助対象経費の上限：50,000千円/施設]
③木製遊具等導入費[補助対象経費の上限：5,000千円/施設]

6-① 全体

目標

ぎふ木遊館入館者数：21万人/5年
ぎふ木育サポーター登録者数(累計)：400人

効果

木に触れる体験を通しての森や木への理解の深化、
「ぎふ木育」に関する人材育成

6-② ぎふの木育教材導入支援事業

教育福祉関連施設等において、市町村や学校法人等が行う木のおもちゃや木製品キット等の導入を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補 助 率：導入経費の1/2以内[上限：100千円/施設] 他

目標

導入施設：300施設/5年

効果

子どもたちの木材利用及び環境保全に対する理解の促進、
保育・教育現場への「ぎふ木育」の浸透

6-③ 森と木と水の環境教育推進事業 等

「ぎふ木育」の取組みを推進するため、学校、幼稚園・保育園等における取組みや市町村が独自に行う取組みを支援します。

- 事業主体：①県、市町村、学校法人等、②市町村
- 補 助 率：①学校提案事業 10/10以内[上限：150千円/事業、500千円/総事業]
※学校提案事業以外に県が直接執行するメニュー(緑と水の子ども会議、ぎふ木育教室)有り
②市町村企画事業
補助対象経費 2,000千円以下の部分 10/10以内
補助対象経費 2,000千円を超える部分 1/2以内
[下限：500千円/事業、上限：5,000千円/事業]

目標

「ぎふ木育」の参加者数：34,000人/5年

効果

子どもたちに対する「ぎふ木育」の定着

7 森林空間活用促進事業

7-① 観光景観林整備事業

観光道路沿いなどの地域の観光資源として期待できる森林において、景観を形成するための森林整備とその条件整備を支援します。

- 事業主体：市町村
- 補 助 率：10/10以内[メニューごとに上限あり]
※附帯施設整備は1/2以内[上限：10,000千円/事業地]

目標

観光景観林としての森林整備：500ha/5年

効果

地域条件に適合した森林配置の促進

7-② 森林空間施設整備促進事業

森林空間を健康、観光、教育など多様な分野で活用し、森林の新たな価値を創造するため、歩道や休憩施設等の整備を支援します。

- 事業主体：市町村、林業事業者、地域団体等
- 補 助 率：①施設の設置 10/10以内[上限：5,000千円/施設]
②既存施設の改修 10/10以内[上限：3,000千円/施設]

目標

施設の設置・既存施設の改修：40施設/5年

効果

森林空間の多様な活用の促進

7-③ 森林空間活用促進事業

森林空間の活用を促進するため、事業の推進母体となる組織を設置し、森林空間における新たなサービスの提供に向け、各種事業を行います。

- 事業主体：県、協議会等

目標

協議会会員数(者) 累計：100者/5年

効果

森林空間の多様な活用の促進

Ⅱ 環境部門

8 野生鳥獣個体数管理事業

8-① 野生鳥獣個体数管理事業

農林水産業、森林・水その他生態系等への被害軽減を図るため、ニホンジカの捕獲等を促進するとともに、捕獲の担い手を確保します。

- 事業主体：市町村等
- 補助率：10/10以内
- 目標 ニホンジカの捕獲：35,000頭/5年
- 効果 農林業、生態系及び日常生活への被害軽減

8-② 野生鳥獣個体数管理事業（ニホンザル）

農林水産業、森林・水その他生態系等への被害軽減を図るため、ニホンザルの捕獲を促進します。

- 事業主体：市町村
- 補助率：10/10以内
- 目標 ニホンザルの捕獲：972頭/3年
- 効果 農林業、生態系及び日常生活への被害軽減

8-③ 野生鳥獣個体数管理事業（カワウ等）

農林水産業、森林・水その他生態系等への被害軽減を図るため、カワウ等の捕獲等を促進します。

- 事業主体：市町村、漁業協同組合等
- 補助率：10/10以内〔上限：1,800千円/団体〕
※ドローン関連経費は1/2以内
- 目標 カワウ等の捕獲：5,000羽/5年
- 効果 農林水産業、生態系及び日常生活への被害軽減

8-④ 野生動物管理推進センター運営事業

県と大学の共同設置機関により、鳥獣対策の調査研究、政策提案、人材育成を行います。

- 事業主体：岐阜県野生動物管理推進センター
- 目標 市町村への技術指導：50件/5年
- 効果 農林業、生態系及び日常生活への被害軽減



8-③ ドローンによるカワウの追い払い



9-⑤ 排水路での生き物調査



9-③ 用排水路・河川落差解消前



9-③ 用排水路・河川落差解消後

9 自然生態系保全・再生事業

9-① 流域協働による効率的な河川清掃事業

NPOや地域住民等民間団体と県とが協働し、流域が一体となった効率的な河川清掃モデルの確立と流域住民の意識啓発を図ります。

- 事業主体：県
- 目標 河川清掃実施河川数：延べ100河川/5年
- 効果 水環境改善による生態系保全

9-② 河川魚道の機能回復事業

県管理河川及び砂防施設の魚道について、魚道カルテを用いた魚道点検等を実施し、点検結果を踏まえた対策を適切なタイミングで実施します。

- 事業主体：県
- 目標 健全な魚道の割合：80%
- 効果 魚類等の遡上・降下環境の確保

9-③ 水田魚道設置推進事業、用排水路・河川落差解消支援事業

多様な在来魚類の生息環境拡大を図るため、水田魚道の設置、農業用排水路の落差の解消により水みちの連続性を確保します。

- 事業主体：県、市町村等
- 補助率：10/10以内〔上限：5,000千円/施設〕
- 目標 水田魚道の設置等：20地区/5年
- 効果 河川や水田に生息する魚類の繁殖、生息空間の再生

9-④ 生物多様性の保全・再生普及啓発事業

生物多様性の重要性を認識し、保全再生について行動していく社会づくりを目指すため、外来生物対策や希少種の保全についての普及啓発活動を行います。

- 事業主体：県
- 目標 普及啓発活動：70回/5年
- 効果 環境教育、生物多様性に関する理解の浸透

9-⑤ 生態系保全団体支援事業、生態系保全市町村支援事業

外来生物等の侵入、耕作放棄による農地の荒廃などの要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系の保全又は再生に資するモデル的取組み等を支援します。

- 事業主体：①NPO、地域団体等、②市町村
- 補助率：①10/10以内〔上限：2,000千円/団体〕
②(農務部門)1/2以内〔上限：1,000千円/市町村〕
(環境部門)1/2以内〔下限：500千円/市町村、上限：5,000千円/市町村〕

- 目標 普及啓発活動：120件/5年
- 効果 里地里川の自然環境改善による生態系保全・再生



Ⅲ 共通部門

10 脱炭素社会ぎふづくり事業

10-① 脱炭素社会ぎふを支える人づくり事業

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、環境にやさしいライフスタイルを実践する人材を育成するため、啓発活動や環境学習等の事業を実施、支援します。

10-①-1 脱炭素社会ぎふを支える人づくり推進事業

体験や交流を通じて「森・里・川・海のつながりや環境問題」に関する理解を深め、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーを実施します。

●事業主体：県

10-①-2 カーボン・オフセット理解促進事業、 「脱炭素社会ぎふ」県民運動推進事業

県内事業者を対象にカーボン・オフセット商品の創出や利用など、カーボン・オフセットを推進するためのセミナーを開催します。
また、県内学生を対象に地球温暖化対策の伝え手として育成する研修等を行います。

●事業主体：県

10-①-3 次代の環境活動を担う人材育成支援事業

●補 助 率：補助対象経費 2,000千円以下の部分 10/10以内
補助対象経費 2,000千円を超える部分 1/2 以内
[下限：1,000千円/事業、上限：10,000千円/事業]

10-①-4 小水力発電施設環境教育推進事業

農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用し、環境教育を実施する地域団体等を支援します。

●事業主体：地域団体等

●補 助 率：10/10以内 [上限：500千円/事業]

10-① 全体

目標 体験プログラム等参加者数：2,500人/5年

効果 「脱炭素社会ぎふ」を目指すための行動変容の意識の定着
環境教育や環境保全に関わる人の増加

10-② 地域循環共生圏促進事業

地域の特性に応じて地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏構想」について、市町村、団体・企業等が構想を推進するための支援をします。

●事業主体：市町村、法人、団体

●補 助 率：10/10以内 [下限：300千円/事業、上限：1,000千円/事業]

目標 地域循環共生圏づくりプラットフォーム登録団体数：
25団体/5年

効果 地域にあふれる魅力と活力の創出
美しく豊かな環境との共生

11 清流の国ぎふ地域活動促進事業

各種団体等が自ら企画・立案・実行する創意工夫を凝らした森づくりや川づくり活動を支援します。

●事業主体：法人、団体

●補 助 率：補助対象経費 500千円以下の部分 10/10以内
補助対象経費 500千円を超える部分 1/2 以内
[下限：300千円/事業、上限：2,000千円/事業]
ただし、モデル事業については、
補助対象経費 1,000千円以下の部分 10/10以内
補助対象経費 1,000千円を超える部分 1/2 以内
[下限：300千円/事業、上限：2,250千円/事業]

目標 実施事業件数：250件/5年

効果 森づくりや川づくりの重要性の理解促進
社会全体で支える森・川づくりの定着



11 県民協働による竹林整備



11 小学校への出前講座



出典：環境省HP「環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏」

森林・環境税のしくみ

納める方は？

個人 … (その年の1月1日現在で)県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。

法人 … 県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は？

個人 … 年額 1,000円

法人 … 年額 2,000円～80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)

課税の方法は？

県民税(均等割)に上記の額を上乗せします。

納める方法は？

個人 … 個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、県へ払い込みます。

法人 … 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します。

いつまで続けるの？

個人 … 平成24年度から令和8年度までの15年間

法人 … 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分

税の管理は？

税金の使いみちを明確にするため、既存の税収と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。

※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は？

第三者機関が各施策の取組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容及び成果については、県民の皆さまに公表します。



ぎふ木遊館(外観)



ぎふ木遊館(内観)



清流の国ぎふ森林・環境税と国の森林環境譲与税は、それぞれの目的を踏まえ、用途のすみわけを行った上で有効に活用しています。

R6 (2024)改訂

お問い合わせ先

税の使いみちについて

(森林関係)

林政部森林活用推進課

TEL 058-272-8472 FAX 058-278-2702

E-mail c11513@pref.gifu.lg.jp

(環境関係)

環境生活部環境生活政策課

TEL 058-272-8202 FAX 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

税のしくみについて

総務部税務課

TEL 058-272-1153 FAX 058-271-3711

E-mail c11110@pref.gifu.lg.jp

